



地域未来投資促進法に基づく優遇制度

SUPPORT

地域未来投資促進法(※)では、「地域の特性を活かした成長性の高い新たな分野に挑戦する取組(地域未来投資)」を活発化し、地域経済における稼ぐ力の好循環を実現させることを目的としています。製造業等に加え、第4次産業革命(AI・IoT)関連分野や観光関連分野等、支援対象が拡大され、地域における経済活動を牽引する事業に対して各種優遇制度を集中投入します。

充実の支援メニュー

税制優遇

国による課税特例確認を受け、新規立地に伴い建物・機械を取得するとき

法人税等の課税の特例 (地域未来投資促進税制)

投資に係る法人税等の減税措置
(詳しくは、p.11をご覧ください)
実施主体：国(管轄の税務署)

投資要件：事業の用に供する減価償却資産の取得予定価額の合計が
1億円以上 等

支援内容：機械装置等：50%特別償却(最大)または5%税額控除(最大)
建物等：20%特別償却または2%税額控除

不動産取得税等の課税免除

土地・建物等の取得に係る税負担
を軽減

(詳しくは、p.11をご覧ください)
実施主体：県(管轄の県税事務所)

投資要件：土地・建物等の取得価額の合計額が1億円超
(農林漁業関連業種は5,000万円超)

支援内容：建物・附属設備・構築物及びそれらの敷地である
土地(取得後1年以内に着工したものに限り)の
取得にかかる不動産取得税を免除

金融支援

中小企業が建物・機械を取得するとき

日本政策金融公庫による 融資制度

(詳しくはp.12をご覧ください)

実施主体：日本政策金融公庫
中小企業事業

貸付対象：「地域経済牽引事業計画」に基づく設備投資等

貸付限度：7.2億円

貸付期間：設備資金：20年以内(うち据置期間2年以内)
運転資金：7年以内(うち据置期間2年以内)

貸付利率：設備資金：2.7億円まで特別利率、2.7億円超基準利率
運転資金：基準利率

チャレンジ資金 【地域未来投資促進】 (制度融資)

(詳しくはp.12をご覧ください)

申込先：取扱金融機関

貸付対象：「地域経済牽引事業計画」に基づく設備投資等

貸付限度：設備資金・運転資金：2.8億円以内

貸付期間：設備(運設含む)資金：15年以内(うち据置期間1年以内)
運転資金：7年以内(うち据置期間1年以内)

保証：信用保証協会の保証が必要(保証料0.00%)
原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要

(公財)食品等持続的供給 推進機構による債務保証 食料品製造業の借入時に可能

(詳しくはp.12をご覧ください)

実施主体：(公財)食品等持続的供給
推進機構

保証範囲：借入の元本、利息及び損害金の90%以内

保証期間：20年以内(施設整備資金)
5年以内(運転資金)

保証料：借入元本に係る保証残高の0.8%以内

※地域未来投資促進法：地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律

支援対象事業の要件について (以下の 1 ～ 5 の要件をすべて満たすこと)

「第2期奈良県未来投資促進基本計画」で定める促進区域・計画期間の範囲内で、事業者が奈良県の地域経済を牽引することが期待されるものとして基本計画に掲げる取組を行うことにより、高い付加価値と経済的効果を生み出すことが期待される事業を行った場合、「地域経済牽引事業」として各種支援メニューの活用が可能となります。

1 促進区域 (奈良県全域) での計画であること

2 基本計画期間内に開始する事業であること

基本計画期間：令和6年4月1日～令和11年3月31日

※地域経済牽引事業の実施期間は5年以内で設定
(基本計画の計画期間を超えて定めることができます)

3 基本計画に掲げる取組であること (①～⑦から選択)

基本計画に掲げる取組	県 担当窓口
①奈良県における食料品製造業、繊維工業、プラスチック製品製造業、業務用機械器具製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業等の産業集積を活用した成長ものづくり分野	産業創造課
②奈良県における神社仏閣等の観光資源を活用した観光・スポーツ・文化・まちづくり	経営支援課 地域観光課 産業創造課
③奈良県における奈良県産業振興総合センター等の公設試験研究機関を活用した成長ものづくり分野	工業振興センター
④奈良県の三輪素麺、柿等の特産物を活用した農林水産・地域商社	産業創造課
⑤奈良県における道路網及び鉄道網等の交通インフラを活用した物流	産業創造課
⑥奈良県における食料品製造業、繊維工業、プラスチック製品製造業、業務用機械器具製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業等の産業の集積を活用した情報通信	産業創造課
⑦奈良県の津波等の災害が少ないと想定される地理的条件や都市部へのアクセスが容易な交通インフラを活用したデータセンターをはじめとした電気通信事業分野	産業創造課

4 高い付加価値を創出する計画であること

付加価値* 増加分：3,705万円 ※県内事務所の平均年間付加価値額 (R3 経済センサス)

* 付加価値 = 売上 - 費用総額** + 給与総額 + 租税公課
* * 費用総額 = 売上原価 + 販売費及び一般管理費

5 地域における経済的効果が見込まれること

県内事業所の売上：5%増加

支援対象となる取組例

【産業集積を活用した成長ものづくり】

金属部品加工業で蓄積した技術を生かしつつ、異分野である航空機部品工場を新規立地



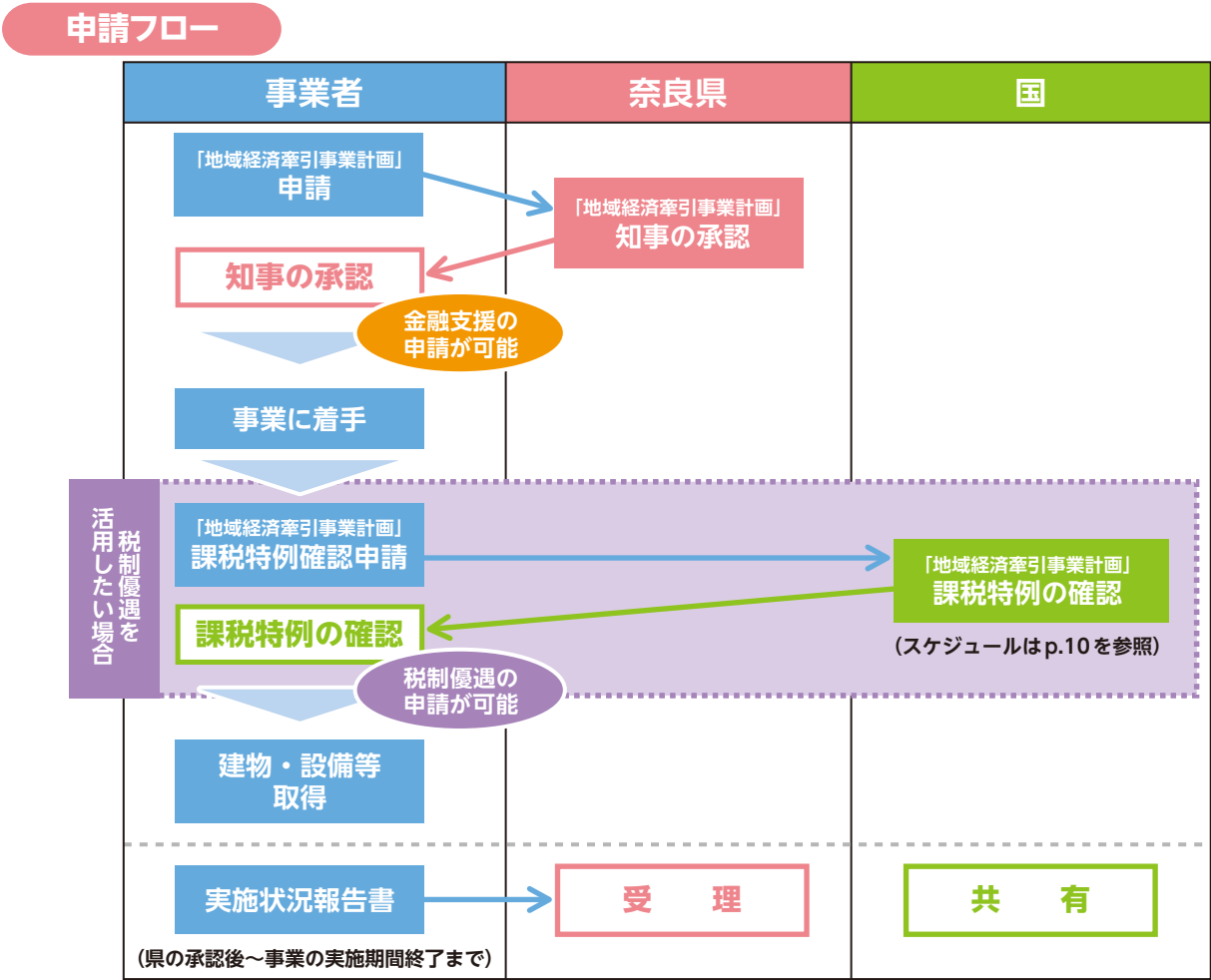
産業集積が進む五條北IC周辺

【交通インフラを活用した物流】

京奈和自動車道の整備進展や、郡山下ツ道JCTの供用開始により高まってきた交通の利便性を生かし、荷さばきの自動化や、IoTを活用した管理システムを導入した高機能な物流施設の立地



郡山下ツ道ジャンクション



POINT1

「地域経済牽引事業計画」の申請

事業に着手する前に、「地域経済牽引事業計画」及び添付書類を添えて申請し、県の承認を受ける必要があります。

県の承認申請時の提出書類 (1) 地域経済牽引事業計画承認申請書 (2) 直近2期分の貸借対照表及び損益計算書 (3) 直近2期分の事業報告書 (4) 定款(法人の場合のみ) (5) 法人登記事項証明書(法人の場合のみ) (6) 従業員数(承認申請時の常時使用する従業員の人数)の根拠資料 (7) その他必要となる資料(工程表、開発許可通知等)	
担当窓口への申請(随時受付) 奈良県 産業創造課 TEL：0742-27-8813 経営支援課 TEL：0742-27-8133 工業振興センター TEL：0742-33-0817 ※取組内容によって担当窓口が異なります(詳しくはp.8を参照)	

知事の承認

(正式な申請書を受領してから承認まで時間を要しますので、早めの事前相談・申請をお願いします)

事業に着手

POINT2 支援メニューの活用

支援メニューの活用には、別途**実施主体による審査**があります。
必ず支援メニューの実施主体に確認を行い、申請手続きを行ってください。

金融支援を活用する場合

知事の承認

日本政策金融公庫
による融資制度

日本政策金融公庫へお問い合わせください。

チャレンジ資金
【地域未来投資促進】
(制度融資)

各金融機関を通じ、奈良県信用保証協会に利用申込を行います。

(公財) 食品等持続的供給
推進機構による債務保証

(公財) 食品等持続的供給推進機構へお問い合わせください。

! ※金融支援措置は、地域経済牽引事業計画の承認により必ず利用できるとは限りません。事業実施に
先立ち、利用を見込む金融支援措置を提供する各機関と、十分に事前調整を行ってください。

税制優遇を活用する場合

知事の承認

課税特例の確認

税制優遇を活用する場合は、**建物・設備等を取得するまでに**、別途**国の課税特例の確認**を受ける
必要があります。

担当窓口への申請
(国)

近畿経済産業局 地域連携推進課
T E L : 06-6966-6013
住 所 : 大阪市中央区大手前 1-5-44
最寄駅 : Osaka Metro 谷町線「天満橋」駅より徒歩 5 分

課税特例の確認

建物・設備等取得

※主務大臣による確認日以前
に取得された資産は、税制
優遇の対象となりませんの
で、ご注意ください。

課税特例の確認スケジュール

日程 (令和8年4月～令和9年3月)	第48回	第49回	第50回	第51回	第52回
確認申請のための 事前エントリー	2月27日	5月26日	7月22日	10月7日	12月9日
確認申請書の締切	3月24日	6月17日	8月20日	11月2日	1月13日
主務大臣による確認日	6月8日	8月28日	11月6日	1月29日	3月26日

※スケジュールは、変更する場合があります。

法人税等の課税の特例

管轄の**税務署**へ申告(問い合わせ先は、裏表紙を参照)

不動産取得税等課税免除

管轄の**県税事務所**へ申告(問い合わせ先は、裏表紙を参照)

! ※税制優遇措置は、地域経済牽引事業計画先進性評価委員会の審査において確認された事業・施設の
みが対象となります。県の承認を受けた地域経済牽引事業計画に基づく事業が必ず税制優遇措置を利用
できるとは限りませんのでご注意ください。
※地域経済牽引事業計画先進性評価委員会の審査において確認された事業・施設であっても、**土地・
建物等の全ての部分に対して税制優遇措置を利用できるとは限りません**のでご注意ください。

POINT3 実施状況報告書の提出

知事の承認後、事業実施期間(地域経済牽引事業計画において設定されている実施期間)が終了する
までの間、**毎年度、実施状況報告書**をご提出いただく必要があります。

奈良県で活用できる地域未来投資促進法に基づく優遇制度 税制

法人税等の課税の特例（地域未来投資促進税制）

地域未来投資促進法に基づき、知事の承認を受けた「地域経済牽引事業計画」に従って行う事業のうち、**国から課税特例の確認を受けた事業について**、投資にかかる法人税（個人にあっては所得税）の減税措置の適用を受けることができます。

※減税措置適用の詳細については、国（管轄の税務署）にご確認ください。

※適用期限 令和9年度末まで

対象者	知事の承認を受けた「地域経済牽引事業計画」に基づいて設備投資を行う者			
対象事業	【通常類型】 以下の①～⑥を全て満たす必要があります ①先進性を有すること（特定非常災害で被災した区域は除く） 具体的には以下に該当すること 1) 開発又は生産する製品の先進性 2) 開発又は提供する役務の先進性 3) 製品の生産又は販売の方式の先進性 4) 役務の提供の方式の先進性 ②労働生産性の伸び率が4 %以上又は投資収益率が5 %以上 ③設備投資額が1 億円以上 ④設備投資額が前年度減価償却費の25%以上 ※対象事業者が連結会社の場合にあっては、同一の連結の範囲に含まれる他の全ての会社の減価償却費を合算すること ⑤対象事業の売上高伸び率が、ゼロを上回り、かつ、過去5年度の対象事業に係る市場規模の伸び率より5%以上高い ⑥旧計画が終了しており、その労働生産性の伸び率が4 %以上かつ投資収益率5 %以上 【上乗せ類型】 上乗せ類型A-① 以下の⑦⑧を満たす必要があります（計画承認日が平成31年4月1日以降であること） 上乗せ類型A-② 以下の⑦⑨を満たす必要があります（計画承認日が令和5年4月1日以降であること） ⑦労働生産性の伸び率が4 %以上、かつ、投資収益率が5 %以上 ⑧直近事業年度の付加価値額増加率が8 %以上かつ、1 億円以上の付加価値を創出すること ⑨直近2 事業年度の平均付加価値額が50 億円以上、かつ、3 億円以上の付加価値を創出すること ※災害特例に基づく申請は上乗せ要件の対象外			
	法人税 所得税（事業者が個人である場合）			
対象税目				
軽減措置	1. 対象資産の取得価額の合計額のうち、本税制措置の支援対象となる金額は80億円が限度となります 2. 税額控除は、その事業年度の法人税額等の20%相当額が限度となります 3. 対象資産を貸付けの用に供する場合や中古の対象資産の取得は、本税制措置の対象とはなりません 4. 地域経済牽引事業計画の承認後であっても、主務大臣の確認前に対象設備を取得等した場合には、本税制措置の対象とはなりません			
実施主体	国（管轄の税務署） ※問い合わせ先は裏面を参照			

不動産取得税及び固定資産税（県課税分）の課税免除

地域未来投資促進法に基づき、知事の承認を受けた「地域経済牽引事業計画」に従って行う事業のうち、**国から課税特例の確認を受けた事業について**、取得した土地・建物に係る不動産取得税等に対して課税免除措置の適用を受けることができます。

※課税免除の適用範囲については、県（管轄の県税事務所）にご確認ください。

対象者	知事の承認を受けた「地域経済牽引事業計画」に従って平成29年9月29日から令和10年3月31日までに対象施設を設置した者
対象施設	一定の要件を満たす建物、附属設備、構築物及びそれらの敷地である土地の取得価額の合計が1億円（農林漁業関連業種は5,000万円）超 ※土地については、取得後1年以内に着工されたものに限る
対象事業	法人税等の課税の特例の対象事業と同じ
対象税目	不動産取得税 固定資産税（県課税分）※3年度分に限る
軽減措置	課税免除
実施主体	県（管轄の県税事務所） ※問い合わせ先は裏表紙を参照

奈良県で活用できる地域未来投資促進法に基づく優遇制度 金融

奈良県の充実した優遇制度
補助金

地域未来投資促進法
に基づく優遇制度

地域再生法
に基づく優遇制度

特定の地域
で活用できる優遇制度

県内市町村
の優遇制度

日本政策金融公庫による融資制度

地域未来投資促進法に基づき、中小企業者が、知事の承認を受けた「地域経済牽引事業計画」に従って行う事業に対し、必要な資金の融資を受けることが可能となります。

貸付対象	知事の承認を受けた「地域経済牽引事業計画」に基づく設備資金及び長期運転資金
貸付限度	7億2,000万円
貸付期間	設備資金：20年以内（うち据置期間2年以内） 運転資金：7年以内（うち据置期間2年以内）
利 率	設備資金：2億7,000万円までは特別利率① ただし、新規開業して7年以内の方など一定の要件を満たす場合は特別利率③ ※2億7,000万円超の設備資金と運転資金は基準利率
実施主体	日本政策金融公庫 中小企業事業

チャレンジ資金【地域未来投資促進】（制度融資）

地域未来投資促進法に基づき、中小企業者が、知事の承認を受けた「地域経済牽引事業計画」に従って行う事業に対し、必要な資金の融資を受けることが可能となります。

貸付対象	知事の承認を受けた「地域経済牽引事業計画」に基づく設備投資等
貸付限度	設備資金・運転資金：2億8,000万円以内 （有担保2億円、無担保8,000万円）※普通保証とは別枠
貸付期間	設備（運設含む）資金：15年以内（うち据置期間1年以内） 運 転 資 金：7年以内（うち据置期間1年以内）
利 率	金融機関所定金利
担保及び保証人	・奈良県信用保証協会の保証が必要 ・担保は必要に応じて提供 ・原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要
保証料	0.00%（県が全額負担）
取扱金融機関	商工組合中央金庫奈良支店、南都銀行、大和信用金庫、奈良中央信用金庫、奈良信用金庫、りそな銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、みずほ銀行、京都銀行、紀陽銀行、関西みらい銀行、あいち銀行、三十三銀行、大阪シティ信用金庫、新宮信用金庫、北伊勢上野信用金庫、京都中央信用金庫、近畿産業信用組合 （順不同）

（公財）食品等持続的供給推進機構による債務保証

地域未来投資促進法に基づき、知事の承認を受けた「地域経済牽引事業計画」に従って行う食品等製造業者等（※）の事業に対し、必要な資金の借入時に利用することが可能となります。

※食品等の生産、製造、加工又は販売の事業を行う者

貸付対象	知事の承認を受けた「地域経済牽引事業計画」に基づく設備投資等
保証範囲	① 5年以上の経営実績を有する者（一部制限あり）にあつては、借入の元本、利息及び損害金の90%以内 ② ①以外の者にあつては、50%以内 ※保証限度は被保険者の事業規模、必要資金額、信用力等を総合的に判断して決定
保証期間	施設整備資金 20年以内 運転資金 5年以内
保証料	借入の元本に係る保証債務の残額に対して、年0.8%以内
実施主体	公益財団法人食品等持続的供給推進機構



地域再生法に基づく優遇制度

SUPPORT

本社機能の移転・拡充に活用できる充実の支援メニュー

地域再生法に基づいて奈良県が策定した「奈良県地方活力向上地域等特定業務施設整備促進計画」において定める地方活力向上地域において**特定業務施設（本社機能）の移転、拡充を行う場合**には、そのための固定資産投資や雇用の増加に対する税制優遇（地方拠点強化税制）や債務保証等の地域再生法による各種優遇制度の活用が可能です。

オフィス減税

特定業務施設の新設または増設に関する課税の特例

実施主体：国（管轄の税務署）

- 要件**：特定業務施設等に係る建物、建物附属設備、構築物の取得価額が4,500万円以上（中小企業者*1,000万円以上）
事業主都合による離職者がいないこと（人員整理等による解雇者に限る）
- 期間**：令和10年3月31日までに知事の認定が必要※認定日の翌日3年を経過するまでに取得し、事業の用に供する必要がある
- 限度額**：対象となる取得価格は80億円を上限とし、税額控除を活用する場合、当期法人税額等の20%（雇用促進税制との合算）が控除上限
- 支援内容**：〈新設・増設・新築〉
移転型*：建物等の取得価額に対し、特別償却25%または税額控除7%
拡充型*：建物等の取得価額に対し、特別償却15%または税額控除4%
〈中古資産購入・改修〉
移転型*：建物等の取得価額に対し、特別償却15%または税額控除4%
拡充型*：建物等の取得価額に対し、特別償却10%または税額控除2%
〈上乗せ措置〉※「中古資産購入・改修」は除く
- 大企業
① 建物等の取得価額の合計が10億円以上
② 当該建物等に係る整備計画における雇用者増加数（計画）が60人以上
③ 当該建物等を事業の用に供した日を含む事業年度終了の日において、雇用者増加数（実績）が60人以上
- 中小企業
① 当該建物等に係る整備計画における雇用者増加数（計画）が20人以上
② 当該建物等を事業の用に供した日を含む事業年度終了の日において、雇用者増加数（実績）が20人以上
- 移転型*：特別償却25%または税額控除8%
拡充型*：特別償却20%または税額控除5%
- 留意事項**：○同一建物内に特定業務施設以外の業務部門（工場等）を有する場合の取得価額は、原則、特定業務施設に係る部分のみを床面積按分により算出する
○親会社が取得した特定業務施設に子会社が入居し、事業の用に供した場合等は対象とならない

金融支援

日本政策金融公庫による融資制度

実施主体：日本政策金融公庫
中小企業事業

- 貸付対象**：整備計画の認定を受けた事業者のうち中小企業者（株式会社日本政策金融公庫法に定義されるものをいう）
- 貸付限度**：7.2億円
- 貸付期間**：設備資金：20年以内（うち据置期間2年以内）
運転資金：7年以内（うち据置期間2年以内）
- 貸付利率**：設備資金：2.7億円まで特別利率、2.7億円超基準利率
運転資金：基準利率

奈良県独自の支援対策

法人事業税の不均一課税（移転型事業のみ）

実施主体：県（管轄の県税事務所）

- 要件**：特定業務施設等に係る建物、建物附属設備、構築物等の取得価額の合計が3,800万円以上（中小企業者1,900万円以上）
- 期間**：令和10年3月31日までに知事の認定が必要
- 対象税目**：法人事業税
- 支援内容**：1年目 1／2に軽減
2年目 3／4に軽減
3年目 7／8に軽減

不動産取得税の課税免除及び不均一課税

実施主体：県（管轄の県税事務所）

- 要件**：特定業務施設等に係る建物、建物附属設備、構築物等の取得価額の合計が3,800万円以上（中小企業者1,900万円以上）
- 期間**：令和10年3月31日までに知事の認定が必要
- 支援内容**：特定業務施設及び特定業務児童福祉施設のうち当該特定業務施設の新設に合わせて整備されるものの用に供する家屋とその敷地である土地の取得に対して課される不動産取得税を、
移転型：課税免除
拡充型：10分の1に軽減
※土地については、取得後1年以内に着工されたものに限る

この他の支援メニューとして、（独）中小企業基盤整備機構による債務保証や、奈良県独自の支援施策である「地方拠点強化促進補助金」（p.3）、固定資産税（県課税分）の不均一課税をご用意しております。

！ 支援メニューを活用するには、要件、申請時期など必ず事前に各実施主体に詳細を確認してください。

*用語の説明はp.14を参照

支援メニューを利用するには

地域再生法による支援メニューを利用されるには、本社機能移転・拡充の取組を行う前に「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」を提出し知事の認定を受ける必要があります。

支援対象事業の要件

(以下の 1 ～ 7 の要件をすべて満たすこと)

1 対象地域内であること

※奈良県地方活力向上地域等特定業務施設整備促進計画で定められた「地方活力向上地域」が対象です。
(「移転型」対象地域、「拡充型」対象地域があり、それぞれ町丁目地番単位で詳細に指定されていますので、計画されている地域が対象地域であるかについては、事前にお問い合わせください)

2 特定業務施設の移転・拡充に係る事業であること

3 促進計画期間内 (平成 28 年 3 月 15 日～令和 15 年 3 月 31 日) に実施する事業であること

※認定は令和 10 年 3 月 31 日までとし、事業実施期間は認定の日から 5 年以内とする

4 整備する特定業務施設において常時雇用する従業員数が 5 人 (中小企業者 1 人) 以上増加すること

※新規雇用及び集中地域にある他の事業所から転勤する常時雇用する従業員数の増加をいう (地方活力向上地域の対象となり得る地域からの転勤者はカウント不可)

5 本計画に起因して従業員数が増減する地方の全事業所において、本社機能従業員の総数が 5 人 (中小企業は 1 人) 以上増加見込みであること

6 女性活躍推進法で男女間賃金差異の公表が義務付けられている事業者 (常時雇用する従業員が 101 人以上) はそれを公表していること

7 風俗営業等で無いこと → 製造業、小売業、旅館業等、幅広い業種の本社機能等整備が対象

制度活用の流れ

STEP1

「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」の作成、提出

STEP2

奈良県知事による計画認定

STEP3

各種支援メニューの活用
(各実施主体に申請必須)

申請時の提出書類

- (1) 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画認定申請書 (移転型又は拡充型) 及びその写し
- (2) 定款の写し及び登記事項証明書 (法人の場合のみ)
- (3) 直前の事業年度の貸借対照表、損益計算書 及び当該年度末の財産目録 (これらの書類が無い場合は、準ずるもの)
- (4) 賃金台帳または雇用者名簿

用語	説明
中小企業者	中小企業等経営強化法 (平成 11 年法律第 18 号) に規定される者をいう。ただし、「特定業務施設の新設または増設に関する課税の特例」、「法人事業税の不均一課税」、「不動産取得税の課税免除及び不均一課税」においては、租税特別措置法 (昭和 32 年法律第 26 号) に規定される者をいう
移転型	東京 23 区から地方活力向上地域 (移転型対象地域) に本社機能を移転する場合 (例) ・東京 23 区に本社を置く企業が奈良県内の地方活力向上地域に新社屋を建設し本社を移転 ・効率的に研究開発成果を量産に結び付けるため、同社の主力生産工場がある奈良県内の地方活力向上地域 (移転型対象地域) に研究所を建設し、東京本社から研究開発機能を移転
拡充型	地方活力向上地域 (拡充型対象地域) において本社機能を拡充 (東京 23 区以外の地域から移転に伴う拡充を含む) する場合 (例) ・従前から奈良県内の地方活力向上地域 (拡充型対象地域) に本社を置く企業がその本社を増築し、本社の業務に従事する雇用者を増加 ・東京 23 区以外に本社を置く企業が奈良県内の地方活力向上地域 (拡充型対象地域) に移転し、本社の業務に従事する雇用者を増加

特定業務施設 (本社機能) とは

事務所

全社的な業務を行うもの又は複数の事業所に対する業務を行うもの
※調査・企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、情報サービス事業部門、その他管理業務部門、商業事業部門 (一部)、サービス事業部門 (一部) のいずれかのために使用されるもの

研究所

事業者による研究開発において重要な役割を担うもの
(事務所以外の施設内において研究開発を行う部門を含む)

研修所

事業者による人材育成において重要な役割を担うもの

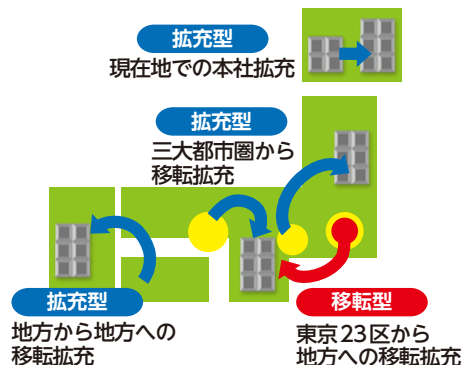
育児育児支援施設・社宅等 (一部)

特定業務施設 (事務所、研究所、研修所) と併せて整備されるもの

(留意事項)

- ・登記簿上の「本店」である必要はありません。
- ・施設の場所や名称で判断するのではなく、行われている業務が本社機能の業務に該当するかどうかで判断されます。
- ・同一建物において特定業務施設と特定業務施設以外の業務施設が混在する場合、特定業務施設となる部分を明確に区分します。

移転型・拡充型の事業例





特定の地域で活用できる優遇制度 税制

SUPPORT

過疎地域

対象区域	五條市、御所市、宇陀市、山添村、三宅町、宇陀郡、高市郡、吉野郡(大淀町除く) ※市町村計画に記載された産業促進地域内に限る
要件	取得価額の合計額が事業の区分に応じそれぞれ次に定める額以上のもの等 ①製造業・旅館業 ・個人、資本金5,000万円以下の法人 → 取得価額：500万円以上 ・資本金5,000万円超1億円以下の法人 → 取得価額：1,000万円以上 ・資本金1億円超の法人 → 取得価額：2,000万円以上 ②情報サービス業等・農林水産物等販売業 → 取得価額：500万円以上
支援内容	特別償却 割増償却 5年間 機械・装置等：32% 建物 等：48%
	事業税 3年または5年間課税免除
	不動産取得税 課税免除

半島振興対策実施地域

対象区域	大淀町、川上村 ※過疎地域と重複する場合は適用できない(過疎地域における税制特例措置のみ適用)
要件	資本金：1,000万円以下 → 取得価額：500万円以上 資本金：5,000万円以下 → 取得価額：1,000万円以上 資本金：5,000万円超 → 取得価額：2,000万円以上
支援内容	特別償却 割増償却 5年間 機械・装置等：32% 建物 等：48%
	事業税 3年間不均一課税(1/10)
	不動産取得税 不均一課税(1/10)

関西文化学術研究都市

対象区域	奈良市の一部、生駒市の一部
要件	・研究所用施設取得額が4.5億円以上 ・建設計画の達成に関する国土交通大臣の証明 等
支援内容	特別償却 機械・装置等：12% 建物 等：6%
	不動産取得税 不均一課税(1/10)

※上記支援内容を活用したい場合は、管轄の税務署又は県税事務所までお問い合わせください。
(お問い合わせ先は裏表紙を参照)